

## モバイルインターネット事業者 基本倫理綱領

### (基本倫理)

モバイルインターネットは、誰もが自らの思想信条に基づき自由に発言ができ、知る権利を具現化できる双方向性をもった新しいメディアである。また、その特性として、あらゆる年代の多様な価値観を受け入れる社会性をあわせもっている。このようなモバイルインターネットにおいては表現の自由を含めた基本的人権が保障されることを認識する。

モバイルインターネットは、市民すべてにとっての文化の発展、多様な価値観の尊重、言論・表現の自由、教育・教養の進展、さらには経済の繁栄に貢献し、健全で明るい社会を築き上げることに寄与することが最大の使命である。そのため、モバイルインターネット事業者は、関連各法令を遵守し、公共性を重んじ、公序良俗に反することなく、自らを律し、適正且つ品位ある表現に努めるものとする。

モバイルインターネットの利用者は社会的な保護が必要な児童・青少年を含めたすべての市民である。したがって、モバイルインターネット事業者は、児童・青少年に対しては違法・有害コンテンツから保護する環境を提供するとともに健全な育成のための啓発・教育活動を促進していくよう努めるものとする。

モバイルインターネットには、市民に公平・公正に情報を伝達するメディア、としての役割、また市民すべてが多様な情報を発信できるコミュニケーション環境としての役割、そして市民の生活を豊かにするための健全な商取引を安心・安全に提供する役割等が求められている。したがってモバイルインターネット事業者は、品位ある表現に努めるとともに、利用者の基本的人権が保障されつつ秩序ある行動がとれるように努め、さらに適正且つ明瞭な表示等により利用者が選択しやすいような環境を提供するように努めるものとする。

2009年11月制定

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム